

検討にあたり

- ・ (仮称) 川口市子ども条例は、既存の「川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」及び「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」と合わせてすべての子どもが健やかに成長することができるまちの実現を目指すものである。(既存条例の上位規範となるものではない。)

構成案

- 前文
- 第1章 総則
条例の目的、定義、基本理念等について記載
※現時点での方向性は以下のとおりであるが、今後の議論により加除修正を予定
 - ・ 「子ども」の範囲は18歳までを基本としつつ、年齢によって支援が途切れることがないように規定
 - ・ 子どもの権利を尊重し、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、関係者が連携して取り組む。
- 第2章 責務・役割
市、保護者、地域住民、教育・保育施設、その他関係者の責務・役割について記載
- 第3章 施策の実施
※たたき台として下記の4本柱を提示するが、今後の議論により加除修正を予定
 - ・ 子どもの安全・安心
【キーワード】 児童虐待・体罰への対応、子ども家庭総合支援拠点、社会的養護 など
 - ・ 子どもの健全育成支援
【キーワード】 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援、子どもの居場所づくり、健全育成事業 など
 - ・ 子どもの未来応援
【キーワード】 子どもの貧困、ひとり親支援、ヤングケアラー など
 - ・ 配慮が必要な子どもへの対応
【キーワード】 障害児・医療的ケア児、外国籍の子ども、性的マイノリティ など※状況に応じては、子どもだけではなく子育ての担い手に対する施策も必要である
- 第4章 施策の推進
 - ・ 第3章で記載した方針に沿った計画を策定する旨を規定
※計画は、関係事業を取りまとめたものとし、子ども・子育て支援事業計画に含める(1章を設ける)ことを想定
 - ・ 市民等や関係団体への広報、啓発、情報発信に努める旨を規定
 - ・ 既存条例や他計画との連携、関係機関との連携について規定